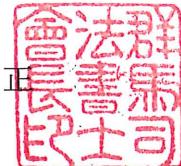




群司発第 539 号
平成30年3月7日

法務省民事局民事第二課
パブリックコメント担当 御中

群馬司法書士会
会長 西川



法定相続情報証明制度に関する意見書

当会は、「法定相続情報証明制度の利用範囲の拡大に係る法定相続情報一覧図の記載内容等の見直しについて」に対し、以下のとおり意見を述べる。

1 はじめに

所有者不明土地問題や空き家問題の一因と指摘される相続登記未了問題への対策として、平成29年5月から開始された「法定相続情報証明制度」については、法定相続情報一覧図に登記官が認証を付した写し（以下「一覧図の写し」という）が、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減するとの当初のねらいに応え、法務局に止まらず、民間の銀行をはじめとする金融機関や証券会社、生命保険会社などで、本制度の利用拡大が図られており、円滑な相続手続の実施にも貢献するものとして、当会としても高く評価するところである。

しかしながら、民間での利用拡大が図られている一方で、法務局を除く行政機関及び裁判所においては、一覧図の写しの取扱いは必ずしも明らかとはなっておらず、市民の負担軽減、円滑な相続手続の実施を阻害する要因として危惧するところでもある。

以上の観点から、今回の意見募集にある「法定相続情報一覧図の記載内容を充実化するなどして、法定相続情報証明制度の利用範囲を拡大すること」との姿勢には、賛成である。

2 具体的方策（案）への意見

（1）「長男」、「長女」、「養子」など、戸籍に記載される続柄を記載することにより、被相続人の実子であるか養子であるかの別が明らかになることで、

例えば、相続税の申告手続において、一覧図の写しを税務署に提出する添付書類として利用する途を拓くものであるから基本的に賛成する。

但し、不動産登記手続その他、必ずしも実子であるか養子であるかの別を明らかにする必要のない場合も少なくなく、また、相続人のプライバシー保護の観点からしても、「長男」、「長女」、「養子」などの記載を原則とせずに、申出人の任意により、「子」との記載に代えて、「長男」、「長女」、「養子」などと記載することができるものとすべきである。

(2) 被相続人の最後の本籍を確認する必要がある相続手続での利用が可能となるものであるので、賛成である。

但し、家庭裁判所での各種の相続に関する審判、相続に関する調停の各申立書には、被相続人のみならず、相続人についても本籍の記載を求められていることから、一覧図の写しをこれら家庭裁判所での各申立手続に利用できるよう、意見募集にある具体的方策（案）に加えて、相続人の本籍をも記載することができるとすべきである。

併せて、一覧図の写しの利用範囲の拡大のため、司法行政部門への一層の働きかけを要望する。

(3) 申請人の負担軽減に繋がるものであるから賛成する。

3 その他

現在、相続による権利の移転の登記等の申請と併せて一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出が代理人によってされた場合には、当該申出に添付される申出人氏名住所確認書面への原本と相違がない旨の記載及び署名又は記名押印は、当該代理人によるものでも差し支えないとする運用がなされているところ、この運用を明定化すると共に、これ以外の場合においても、申出人の代理人による原本と相違がない旨の記載で足りるよう、不動産登記規則第247条第3項第6号の括弧内、「当該申出人」の次に「又はその代理人」を加えるべきである。

以上